# 食料・農業・農村政策審議会令 （平成十二年政令第二百八十九号）

#### 第一条（所掌事務）

食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十七条第五項、第二十八条第五項、第三十九条第五項、第百十二条第三項及び第百十六条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

#### 第二条（組織）

審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

##### ２

審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### 第三条（臨時委員及び専門委員の任命）

臨時委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

##### ２

専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

#### 第四条（委員の任期等）

委員の任期は、二年とする。

##### ２

委員は、再任されることができる。

##### ３

臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

##### ４

専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

##### ５

臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

#### 第五条（会長）

審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

##### ２

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

##### ３

会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### 第六条（部会）

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

##### ２

部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

##### ３

部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

##### ４

部会長は、当該部会の事務を掌理する。

##### ５

部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

##### ６

審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

#### 第七条（幹事）

審議会に、幹事を置く。

##### ２

幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

##### ３

幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

##### ４

幹事は、非常勤とする。

#### 第八条（議事）

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

##### ２

審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

##### ３

前二項の規定は、部会の議事に準用する。

#### 第九条（庶務）

審議会の庶務は、農林水産省大臣官房政策課において厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び国土交通省国土政策局地方振興課の協力を得て処理する。

#### 第十条（雑則）

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附　則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一二年九月六日政令第四二〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十二年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年三月二二日政令第五六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一三年四月二五日政令第一七六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十三年五月一日）から施行する。

# 附　則（平成一五年六月二五日政令第二七九号）

この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月三〇日政令第三四二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一七年九月二二日政令第三〇〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月一七日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一八年六月二一日政令第二二一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年七月一二日政令第二三三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年一一月二七日政令第三六五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第七十六号）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成一八年一二月一五日政令第三八三号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一九年六月二九日政令第一九八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年六月三〇日政令第二一三号）

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年七月三一日政令第二四一号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十年八月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年七月一日政令第二〇三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二五年一二月二七日政令第三七〇号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年九月一八日政令第三三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年七月七日政令第一八五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一一月三〇日政令第三二九号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。